

CHP 研究会会則

第一章 総則

本会の名称

第1条

本会はクリニカルヘルスプロモーション研究会（CHP研究会、以下本会と略す）と称する。

本会の目的

第2条

本研究会は、世界保健機構（WHO）がオタワ憲章で述べた精神を理解し、ヘルスプロモーションを臨床の場で実践できる歯科医院を日本国内で増やすことを最大の目的とする。

さらには、広く市民に対して健康で幸福な人生が送れるようなサポートを行うことを目的とする。

第二章 活動内容

第3条

本会の活動内容は、以下のとおりである。

1. ヘルスプロモーションという考え方の普及、啓発（セミナー開催等）
2. ヘルスプロモーションを臨床で実践できる歯科医院の育成（セミナー開催等）
3. ヘルスプロモーションを普及、啓発できるリーダーの育成（セミナー開催等）
4. 会員相互の情報交換（会誌の発行・懇親会等）
5. 勉強会の開催（地域での勉強会開催等）
6. 一般市民へ予防歯科・健康生活の啓発
7. その他、本会に関わる全ての人が、成長、学習するための支援・サポート

第三章 会員

本会の会員

第4条

本会の主旨に賛同し、入会手続きの完了をもって会員となることができる。

本会活動は医院単位での参加が望ましいとの観点から、原則、CHP 医院会員とする。

1. CHP 医院会員

本会の主旨に賛同し、医院でCHPを取り組みたい医院。その代表者の入会手続きの完了をもって、その医院スタッフを含めCHP 医院会員となることができる。

2. CHP 個人会員

本会の主旨に賛同するが、医院単位で参加できない個人。その理由を事務局へ相談、承認の上、入会手続きの完了をもってCHP 個人会員となることができる。

退会

第5条

退会を希望するものは、その旨を文書で事務局に通知し、退会することができる。

資格の喪失

第6条

退会の意志の有無に関わらず、会費の納入が1年以上ないものは、会員資格を喪失する。

第四章 役員

役員

第7条

本会は、次の役員を置く。

1. 代表
2. 副代表
3. 事務・会計
4. 監事

役員を選出

第8条

役員を選出および任期は次のとおりとする。

1. 代表は、会員の中から CHP 研究会年次集会にて1名選任する。
2. 副代表、事務・会計は、代表から委嘱する。
3. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

コアメンバー

第9条 →廃止

監事

第9条

監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 監事は、会員の中から CHP 研究会年次集会にて選任する。
2. 本会の財産の状況を監査すること。
3. 監査の結果、本会の財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員に報告すること。

第五章 会議

CHP研究会年次集会

第10条

1. CHP研究会年次集会は、会員をもって構成する。
2. CHP研究会年次集会は、毎年1回開催する。
3. CHP研究会年次集会では、代表及び監事の選任を行う。
4. CHP研究会年次集会での報告および議決事項は、会員へ通知する。

第12条 総会の議長 →廃止

第13条 総会の議決 →廃止

第14条 定足数 →廃止

第15条 会員への通知 →第11条4へ

第16条 議事録 →廃止

役員会議

第11条

1. 役員会議は、代表、副代表、事務・会計をもって構成するが、希望に応じて、役員以外の会員も参加することができる。役員会議開催告知はホームページにて事前に行う。役員会議で決まった議決事項は、会員に通知する。
2. 次の事項は、CHP年次集会等で広く会員の意見交換を行い、会員の意見を基に役員会議にて議決する。

①事業計画

②役員の承認

③会務の運営

④予算および決算

⑤規定の制定および改廃

⑥その他、本会の運営に必要な事項

第六章 会計

第12条

本会の運営は、入会金、会費、および収益事業によって賄われるものとする。

会計年度

第13条

本会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。

会費

第14条

1. 年会費

会費は前納制とし、次年度分を当年度に納めるものとする。

会員の年会費は、次に定める。

① CHP 医院会員 18000円

② CHP 個人会員 6000円

2. 入会金

- ① CHP 医院会員は、入会金として10000円納めるものとする。
- ② CHP 個人会員は、入会金として 5000円納めるものとする。

第七章 会則

会則の改正

第15条

会則の改正が必要な場合は、役員会議において話し合い決定する。

会則の適用範囲

第21条 →廃止

第八章 補則 →廃止

附則

この会則は、平成26年1月1日から施行する。